

慶弔規程

(目的)

第1条 この規程は会員に対する慶弔給付について定める。

(対象)

第2条 会員が次の各号に該当する場合は別記のとおり給付金を支給する。

- (1) 結 婚
- (2) 傷 病
- (3) 死 亡
- (4) 災 害

(届出)

第3条 給付金を受けようとする者は慶弔届の提出を行う。

(承認)

第4条 前項の届け出を受けて給付金を支給する場合は、あるいは支給した場合も理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 この規程の改廃は、理事会で決定する。
- 2 この規程は、昭和60年 1月19日より施行する。
- 3 この規程は、改定により平成 4年 7月 4日より施行する。
- 4 この規程は、改定により平成13年 9月 1日より施行する。
- 5 この規程は、改定により平成25年 4月 1日より施行する。

別 記

- (1) 結婚祝金 10,000 円
- (2) 見舞金 入院20日以上、又はこれに準ずる場合 5,000 円
- (3) 死 亡 10,000 円
- (4) 災 害 被害の程度によりその都度理事会にはかり決める。